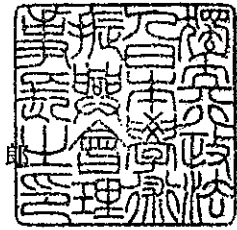


各関係研究機関の長 殿

独立行政法人 日本学術振興会
理事長 安 西 祐 一 郎



(印影印刷)

日本学術振興会特別研究員（SPD、PD、RPD）の科学研究費助成事業
への応募に関する制限の緩和について（通知）

平素より、本会の事業にご協力いただきありがとうございます。

日本学術振興会特別研究員については、従来、「特別研究員奨励費」以外の科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の研究種目への応募が認められていなかったところですが、このたび、特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究を実施する場合などにおいて、特別研究員（SPD、PD、RPD）（以下、「特別研究員－PD等」という。）に限り、平成26年度の公募から科研費応募に関する制限を緩和することとなりました。

この変更に伴い、PD等の受入研究機関（各PD等が研究従事機関として本会に届け出ている研究機関）に科研費の応募資格を付与された場合、平成26年度の公募から、特別研究員－PD等は、科研費の一部研究種目において、従来の研究協力者に加え、研究代表者、研究分担者、連携研究者のいずれの立場でも参画が可能となります。（なお、継続研究課題への研究分担者、連携研究者としての参画は平成25年9月1日より可能です。研究分担者として参画する場合には、必要な手続きを行い、本会から承認を受ける必要がありますのでご注意ください。）

詳細については、下記のとおりとなりますので、必要な手続きについてはよろしくお取り計らい願います。

このことについては、特別研究員（DCおよび採用内定者を含む）本人にも通知しておりますことを申し添えます。

記

1. 対象となる資格（いずれも採用中の者）

- ・特別研究員－SPD
- ・特別研究員－PD（資格変更にてPDとなった者を含む※）
- ・特別研究員－RPD

※資格変更にて特別研究員－PDとなる者の場合、「資格変更願（様式5-1）」を本会に提出した時点では、まだ対象とはなりません。本会よりPDへの資格変更を承認する通知が届いた時点で対象となりますのでご注意ください。

2. 対象となる科研費の研究種目

平成26年度科研費の公募から「特別研究員奨励費」に加え、次の研究種目への研究代表者としての応募が可能となります。詳細については、平成26年度科学研究費助成事業公募要領をご確認ください。また、研究分担者、連携研究者、研究協力者として研究課題に参画する場合には、研究種目に制限はありません。

- ・新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究
- ・基盤研究（B・C）

- ・挑戦的萌芽研究
- ・若手研究（A・B）

3. 受給に関する留意事項

受給の際には、科研費の応募資格を満たし、研究機関において e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報を登録されているほか、以下の事項を全て満たす必要があります。

- ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 受給する研究費が特別研究員の研究課題と同一でないこと
- ③ 研究費を助成する制度が特別研究員による受給を認めていること
- ④ 当該特別研究員が研究従事機関として本会に届け出ている研究機関において受給すること

4. 受給の届出

科研費を受給しようとする特別研究員は、別添の「特別研究員研究費受給届（様式15）」に必要事項を記載し、受給しようとする科研費の交付申請後1ヶ月以内に（補助事業期間の途中で研究分担者に追加された場合には本会承認後1ヶ月以内に）受入研究機関（各PD等が研究従事機関として本会に届け出ている研究機関）の事務局を經由して本会研究者養成課までご提出ください。研究代表者に限らず、研究分担者として参画する場合にも届出が必要です。

提出書類の作成にあたっては、本会ホームページの下記URLから様式をダウンロードすることができます。（http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki/yoshiki.html）

5. 特別研究員－PD等の新規採用者がすでに受給している科研費について

特別研究員－PD等に新規に採用される者で、すでに受給している科研費がある場合にも、「3. 受給に関する留意事項」を満たし、「4. 受給の届出」に従い、「特別研究員研究費受給届（様式15）」の提出が必要です。なお、特別研究員－RPDの7、10、1月採用者、継続課題の基金分および一部基金分については、特別研究員採用開始日より1ヶ月以内に提出してください。

6. 科研費に応募する際の所属研究機関について

当該特別研究員が研究従事機関として本会に届け出ている研究機関を所属研究機関として応募してください。特別研究員の採用期間の最終年度に科研費に応募する等により、科研費の受給期間が特別研究員の採用期間終了後となる場合も同様とします。

7. 「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」の改正

このたびの変更に伴い「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」および「特別研究員研究費受給届（様式15）」の一部を別紙1、2のとおり改正します。

なお、この改正は本会ホームページの下記URLにも掲載しております。

（http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html）

【本件照会先】

（特別研究員事業）

人材育成事業部 研究者養成課
特別研究員事業担当

電話：（03）3263-4998
FAX：（03）3222-1986

（科学研究費助成事業）

研究事業部 研究助成第二課
奨励研究係

電話：（03）3263-0976
FAX：（03）3263-1824

「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」について、次の一～六の下線部を改正する。

一、本文2ページ 「2. 特別研究員の身分」を改正。

2. 特別研究員の身分

(1) 特別研究員は、その採用期間中、下記の事項を除き、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。

① 特別研究員-D Cが受入研究機関において大学院生の身分を持つこと

② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用するなどの理由で形式的な身分を持つこと

③ 特別研究員-P D (S P D、R P Dを含む) が受入研究機関において特別研究員奨励費以外の科学研究費助成事業に応募するための身分(応募資格)を持つこと

※②、③に該当した場合でも、雇用関係が生じることのないようにしてください。また、報酬を得ることは認められません。

(2) 特別研究員と本会との間に雇用関係はありません。

二、本文5ページ 「11. 研究費の受給について」を改正。

11. 研究費の受給について

(1) 特別研究員-S P D・特別研究員-P D・特別研究員-R P D

特別研究員-S P D・特別研究員-P D・特別研究員-R P Dについては、採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究(共同研究等への参画も含む。)を実施する場合などにおいて、次の①～④の事項を全て満たす場合に限り、特別研究員奨励費以外の研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることが可能です。

① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと

② 受給する研究費が特別研究員の研究課題と同一でないこと

③ 研究費を助成する制度が特別研究員による受給を認めていること

④ 当該特別研究員が研究従事機関として本会に届け出ている研究機関において受給すること

(2) 特別研究員-D C

特別研究員-D Cについては、特別研究員奨励費以外の研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることはできません。

(P.33「14. 研究費の受給」、P.35「20. よくある質問 設問1」参照。)

三、本文25ページ「4. 研究に従事する機関の変更について」の(1)※を改正。

※科学研究費助成事業（特別研究員奨励費およびその他研究種目）の交付を受けている場合は、特別研究員制度における本手続き以外に、別途、研究機関間での転出・転入手続き等が必要となりますので、予め研究従事機関に確認してください。

四、本文33ページ「14. 研究費の受給」(1)を改正。

14. 研究費の受給について

(1) 特別研究員-S P D・特別研究員-P D・特別研究員-R P D

特別研究員-S P D・特別研究員-P D・特別研究員-R P Dについては、採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画も含む。）を実施する場合などにおいて、次の①～④の事項を全て満たす場合に限り、特別研究員奨励費以外の研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることが可能です。

受給する研究費については、研究従事機関に相談の上、責任を持って適切に管理してください。

- ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 受給する研究費が特別研究員の研究課題と同一でないこと
- ③ 研究費を助成する制度が特別研究員による受給を認めていること
- ④ 当該特別研究員が研究従事機関として本会に届け出ている研究機関において受給すること

研究費を受給する場合には、「特別研究員研究費受給届」〈様式15〉に必要事項を記入し、研究費受給開始の1ヶ月前までに（科学研究費助成事業については、受給しようとする科研費の交付申請後1ヶ月以内に（補助事業期間の途中で研究分担者に追加された場合には本会承認後1ヶ月以内に））研究従事機関の事務局を經由し本会まで提出してください。

なお、研究受給（配分）額に変更があった場合には、本会（03-3263-4998）まで電話によりお申し出ください。

(2) 特別研究員-D C

特別研究員-D Cについては、特別研究員奨励費以外の研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることはできません。

五、本文35ページ 「20. よくある質問」の「設問1」を改正。

設問1 国や地方公共団体、民間助成団体等の研究費に応募することは可能か。

答 特別研究員-S P D・特別研究員-P D・特別研究員-R P Dについては、一定の要件を全て満たす場合に限り、特別研究員奨励費以外の研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることが可能です。(P. 33「14. 研究費の受給」参照)

ただし、特別研究員-D Cについては、研究費を助成しようとする機関が特別研究員による応募を認めている場合、応募することは可能ですが、採択された場合には、当該研究費または特別研究員の採用のいずれか一方を辞退していただく必要があります。また、特別研究員-D Cは、研究分担者等として分担金を得るなど、他のプロジェクト研究等に責任ある立場で参画することも認められません。

ただし、受入研究者の了解のもと「研究専念義務」の範囲内で、他のプロジェクト研究等に一時的に参加し、協力することは差し支えありません。

六、本文36ページ 「20. よくある質問」の「設問5」を改正。

設問5 特別研究員-D Cが、他者が申請する科学研究費助成事業の研究分担者等になることはできないか。

答 特別研究員-D Cは研究協力者としての立場でのみ参加でき、研究代表者や研究分担者、連携研究者にはなれません。

<様式15>

採用年度	平成 年度
資格	SPD PD RPD
領域	
受付番号	

平成 年 月 日

特別研究員研究費受給届

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

研究従事機関

研究者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり、特別研究員の研究課題を更に進展させるために研究費を受給しますので、研究費受給届を提出します。また、研究費受給について責任を持ち、次の事項全てを満たしていることを誓約します。

- ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 受給する研究費が特別研究員の研究課題と同一でないこと
- ③ 研究費を助成する制度が特別研究員による受給を認めていること
- ④ 当該特別研究員が研究従事機関として本会に届け出ている研究機関において受給すること

記

1. 特別研究員研究課題名：

研究費研究課題名：

2. (科研費以外) 研究費助成機関・事業名：

(科研費) 研究種目名：

課題番号(8桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 受給期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 受給(配分)額：

5. 区分 (該当するものを○で囲み、「研究分担者等」を選択した場合には、研究代表者を記入。)

研究代表者

研究分担者等(研究代表者の所属・職・氏名：)

上記のとおり貴会特別研究員の研究費受給について承諾いたします。

受入研究者 所属・職・氏名

印

上記のとおり届出がありましたのでよろしく取り計らい願います。

平成 年 月 日

研究機関長 職・氏名

職印

- (注) ①特別研究員本人の登録名欄は、自署の場合は押印を省略できますが、ワープロ等で記入した場合は必ず押印してください。
 ②研究者番号は科研費を受給する場合は必ず記載してください。科研費以外を受給する場合は取得者のみ記載してください。
 ③受給期間が特別研究員の採用期間終了後に及ぶ場合には、終了日は特別研究員の採用期間終了日としてください。また、受給(配分)額についても、特別研究員採用期間中の額を記載してください。
 ④科研費の連携研究者や研究協力者として参画する場合は、本届を提出する必要はありません。